

## 全小理の開催候補地決めにおける約束事について

①毎年第1回理事会で、新規に1開催候補地を決定する。

(→開催候補地の承認をする。)

②開催を希望する都道府県は、第1回理事会終了後より第2回理事会開催時まで、会長および事務局長に大会の概要案を提出して申し出る。

③会長および事務局長は第2回理事会終了後より、次年度の第1回理事会開催時までには大会の概要案及び④⑤の項目をもとに開催候補地を選出する。なお、候補地に決定した都道府県は、開催3年前を目途に、大会案について会長に相談し了承を得る。

④開催候補地は初めてのところを優先とし、次に前回の開催から年数の経っている順とする。ただし、災害や感染症拡大等により予定年度に開催ができなかった地区が再度開催を希望した場合は、優先的に直近の未決定年度の開催候補地とすることができる。

⑤10年に一度、事務局を置く東京で開催する。

⑥本約束事については、令和3年度の全小理第1回理事会にて承認され、令和3年6月26日より発効する。

以 上